

平成 16 年 8 月 16 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課長

婦人相談所における人身取引被害者への対応について

近年、人身取引の仲介者等が関与して日本に入国した外国人女性等が、暴力団関係者等により監禁されたり、多額の債務を負わされたりした上、売春等を強要されるという人身取引の被害が大きな問題となっています。

人身取引は重大な人権侵害であり、その撲滅と被害者への適切な対応が喫緊の課題となっており、国においても内閣に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置し、関係省庁が一体となってこの課題に取り組んでいるところです。

また、今般、平成 16 年 8 月 16 日付で、警察庁生活安全局生活環境課長より各管区警察局長、警視庁生活安全部長及び各道府県警察（方面）本部長あて、別紙のとおり通知が発出されており、警察署等から婦人相談所に対し人身取引の被害を受けた女性（以下「人身取引被害者」という。）の保護の依頼がなされる事案も出てまいります。

については、これまでも婦人相談所においては保護を要する外国人女性に対し必要な相談、一時保護等が行われてきたところですが、上記のような現状を御了知の上、人身取引被害者について、警察署等を含め関係機関と十分な連携を図るとともに、下記の点に留意いただき、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、本通知については、貴職より、婦人相談所等、貴部（局）所管の関係機関に周知を図っていただき、運用に遺漏のないようお願いいたします。

この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言です。

記

第 1 人身取引被害者が婦人相談所に保護を求めてきた場合

## 1 基本的な対応

人身取引被害者が婦人相談所に保護を求めてきた場合には、速やかに相談を実施して事情の把握に努め、必要に応じて、人身取引被害者出身国の大使（領事）館への連絡、帰国するための手続の説明、一時保護の実施等の支援を行うこと。

人身取引被害者に対し相談等を行うに際しては、これら被害者が不法滞在の状態にあることが多い反面、基本的な人権侵害の被害者として心身共に過酷な状況に置かれていたことにも十分配慮し、心理的なケアを含めきめ細かな対応を行うこと。

なお、婦人保護事業費負担金の中で外国人婦女子緊急一時保護経費として通訳確保のための経費等を計上しているため、必要に応じ通訳等の確保にも配慮すること。

## 2 人身取引被害者が不法滞在の状態にある場合の対応

人身取引被害者の中には、不法滞在の状態にある者も多いと考えられる。

そのような場合、最終的には入国管理当局に出頭し不法滞在の状態にあることについて相談する必要があるが、人身取引被害者は重大な犯罪の被害者であり心身に深い傷を負っている場合も少なくないことから、その心身の状況によっては、即時に入国管理当局に出頭させるのではなく、ある程度の期間一時保護を行い、人身取引被害者の心身の安定を図ることも検討すること。この場合には、あらかじめ人身取引被害者に対し、一時保護はあくまでも一時的な保護であり原則として2週間程度の運用となっていることをよく説明しておくなどして、一時保護の終了が円滑になされるよう心掛けること。

なお、不法滞在の状態にある者については、出入国管理及び難民認定法第62条第2項により入国管理当局に通報することとされているが、この通報義務については、既に「出入国管理及び難民認定法第62条第2項に基づく通報義務の解釈に係る通知の送付について」（雇児福発第1209001号平成15年12月9日当職通知）により通知したとおり、法務省入国管理局から「通報義務を履行すると当該行政機関に課せられている行政目的が達成できないような例外的な場合には、当該行政機関において通報義務により守られるべき利益と各官署の職務の遂行という公益を比較衡量して、通報するかどうかを個別に判断することも可能である」との解釈が示されているところであるので、即時に通報することにより人身取引被害者の心身の安定を害するなど適切な保護を行うことが困難となる場合には、当分の間通報を差し控えることも可能であること。

## 3 関係機関との連携

人身取引被害者は、組織的な犯罪の被害者であるため、関係する犯罪組織から危

害を加えられる可能性も否定できないので、そのようなおそれがうかがわれる場合には、直ちに最寄りの警察署等に相談し、婦人相談所の警備や入国管理当局に出頭する際の警護等を要請すること。

また、人身取引被害者への支援を行うに当たっては、人身取引被害者出身国の大使（領事）館や関係民間団体との連携協力を努めること。

## 第2 警察署等から人身取引被害者の保護を依頼された場合

### 1 警察署等から人身取引被害者の保護を依頼された場合の対応

今般、警察署等における人身取引の被害者の取扱いについて、警察庁より各管区警察局長等あてに別紙のとおり通知が発出され、交番、警察署等に保護を求めた外国人女性等が人身取引の被害者であり、他の犯罪の被疑者でもないと認められる場合には、婦人相談所や関係ボランティア団体等に対し保護を依頼すること等の指示がなされたところであり、警察署等から婦人相談所に対し人身取引被害者の保護の依頼がなされた場合には、依頼元の警察署等関係機関ともよく調整した上、できる限り当該人身取引被害者を受け入れるよう努めること。

### 2 人身取引被害者を受け入れた場合の対応

警察署等からの依頼に基づき人身取引被害者を受け入れた場合においても、採るべき対応は、基本的には第1の1から3で述べた対応と同様であること。

ただし、警察署等において既に入出国管理及び難民認定法第62条第2項の通報がなされている場合には、重ねて通報する必要はないこと。

なお、警察署等が人身取引被害者の事情聴取を希望する場合には、被害者本人がこれに応ずる意向であることをよく確認した上で、事情聴取に適切な場所を提供するなど、事情聴取が速やかに行われるよう協力すること。



原議保存期間5年  
(平成21年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部長  
警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁生環発第226号  
平成16年8月16日  
警察庁生活安全局生活環境課長

### 人身取引被害者の取扱いについて

近時、人、特に女性及び児童の人身取引事案については、重大な人権侵害行為であるとともに、犯罪組織の資金源となっているとして、国際的に大きな問題とされつつあるが、我が国においても、いわゆるブローカー等のあっせんにより入国した外国人女性等(児童を含む。以下同じ。)が、諸経費名目で高額の債務を負わされ、売春又は性的労働(以下「売春等」という。)を強要される事案等が依然として発生している。

これらの外国人女性等については、交番、警察署等へ保護(相談を含む。)を求め、事案があることから、当該事案の対応要領を下記のとおり定めたので周知徹底されたい。

### 記

#### 1 保護要請があった場合の措置

##### (1) 事情聴取

交番、警察署等において、外国人女性等から保護してもらいたい旨の申し出があり、その者が人身取引被害者である可能性が認められる場合には、警察署又は警察本部の相談室等において事情聴取を行うこと。

なお、事情聴取に当たっては、外国人女性等は、ブローカー、雇用主からの威迫等により精神的に不安定になり、また、警察に不信感を抱いていることも多いので、次の点に配慮すること。

- ① 事情聴取にはできる限り当該外国人女性等の母国語を解する警察職員を充てること(被害者が女性である場合、可能な限り、女性職員を充てること)。
- ② 事情聴取を行う警察職員は、柔和な態度で接するなど外国人女性等の不安感の払拭及び警察への信頼感の醸成に努めること。
- ③ 通訳の選定等についても、①、②の点に配慮すること。

##### (2) 婦人相談所等への保護依頼

(1)の事情聴取の結果、外国人女性等が人身取引被害者であると認められる場合には、婦人相談所、関係ボランティア団体等に対し、当該外国人女性等の保護を依頼するとともに、当該外国人女性等の国籍国の大使館又は領事館に状況を連絡すること。ただし、外国人女性等が通常、売春等の強要に付随して行われることとなる犯罪(資格外活動や不法残留等)以外の犯罪の被疑者でもあるなど警察において当該外国人女性等の身体を拘束する必要がある場合を除く。

##### (3) 保護依頼を行うに当たっての留意事項

ア 婦人相談所、関係ボランティア団体等に保護の依頼を行うに当たっては、担

当者と相互に情報交換を行うなど連携を強化し、被害者の安全確保の徹底を図ること。また、人身取引事犯の早期解明を図るため、被害女性等からの事情聴取が迅速かつ適正に行うことができるように調整すること。

イ 保護を依頼した婦人相談所や関係ボランティア団体等の名称、所在地等の保護施設に係る情報については、被疑者等からの嫌がらせ、連れ戻し工作等が行われることを防ぐため、公表しないこと。また、部内でもこれらの情報の共有は関係者に留めること（ボランティア団体は、通常、保護施設の住所、電話番号等を公表していない。）。

ウ 婦人相談所は一時保護（原則2週間程度で運用）を行う施設であることに留意すること。

#### (4) 参考事項

厚生労働省からは、別添のとおり、都道府県関係部（局）長に対して人身取引被害者の婦人相談所への入所措置について指示がなされている。

### 2 捜査部門への事案の引継と捜査の徹底

人身取引被害者であると認められた場合には、国外のブローカー組織との接触の経緯、パスポートや査証の入手経緯、我が国への入国のルート等、その組織的背景について詳細に聴取した上で取締り部門に情報を引き継ぎ、雇用主、暴利を貪る悪質な国内外のブローカー、その背後で暗躍する犯罪組織への突き上げ捜査を徹底すること。

### 3 報告・連絡

前記1の保護要請がなされた場合には、警察庁生活環境課に報告し、同課と緊密な連携を取りながら対応すること。